

京都市上下水道局告示第64号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者指定辞退届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成27年2月16日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 辞退業者名等

京都市伏見区久我東町1番地の144

オフィス まこと

代表者 小林 婦美子

2 辞退届出年月日

平成27年1月21日

(上下水道局下水道部管理課)